



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明代中期の対外政策と日中関係
Author(s)	佐久間, 重男
Citation	北海道大学人文科学論集, 8, 1-23
Issue Date	1971-05-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34298
Type	departmental bulletin paper
File Information	8_PR1-23.pdf



明代中期の對外政策と日中關係

佐久間 重 男

一

ここで明代中期というのは、明朝の容認した朝貢貿易として日中間の貿易が再開復活された宣徳期の一四三三年からその貿易の終末にいたる嘉靖期の一五四九年までの、約一世紀余りの時期に一応限定したい。この時期には遣明船の渡航が正規のルートで前後十二回にわたっているが、その間いわゆる永楽要約、宣徳要約などの問題をはじめ、大内・細川両氏による寧波爭貢事件など日中間に種々の政治外交上の問題が発生した。この時期の遣明船貿易の実態ならびにそれをめぐる諸問題については、すでに日本史側の詳細な研究があり多言を要しないところではあるが、一方遣明船貿易に対する中国側の態度や対応關係がいかなるものであり、どのような推移と変化を示したのか、また海禁政策下に朝貢貿易と対立する私貿易の展開や倭寇問題がそのなかでどのような相互關係に立っていたのか、などさらに検討糾明すべき問題が多く残されているようである。本稿では、主として遣明船貿易にたいする中国側の対応關係に焦点をしばらく若干検討を加えてみたいと考える。

明代の朝貢貿易方式による日中間の公的な外交關係は、洪武帝の時期には種々の努力にもかかわらず、実らなかった。しかし一四〇一（建文三、応永八）年、足利義満による遣明船の渡航を契機に建文帝との間に始めて国交が開かれ、靖難の役後、永楽帝の積極的な外交政策により引き継がれて、兩國の使節船団の往来は活況を呈した。その期間

は僅か十年間にすぎなかったけれども、日本側からの派遣船団は前後十回にも及んだ。⁽²⁾ところが義満の死後、將軍義持が外交の主動權を握ると、日本の自主的立場を堅持し對明外交への批判的勢力を背景にして、これまでの態度を一変し中国との国交を断絶した。永樂帝の再度にわたる呼びかけの使節派遣も効果なく一四一一（永樂九、応永一八）年以来、国交の再開復活をみる一四三三（宣徳八、永享五）年まで、事実上二十二年間にわたり中絶状態となった。

それでは、国交再開にあたり兩國にはどのような事情があったか。中国側では、永樂帝のあと在位僅か一年の仁宗をへて宣宗宣徳帝がこれに代ったが、宣徳帝自身はどのような対外政策を意図していたであろうか。まず端的にそれを窺いうるものとしては、即位後まもなくヴェトナムに対する帝の対処の仕方に現われているのではないかと考えられる。宣徳帝が永樂期以来の重臣寔義・夏原吉・楊士奇・楊榮の四人を前にヴェトナム問題を論じたときの言葉として、宣宗実録の宣徳元年四月丙寅（三日）の条に次の如く見える。

上曰く、「太祖皇帝の祖訓に云える有り、『四方の諸夷及び南蛮の小国は山を限り海を隔てて、一隔に僻在し、其の地を得るも供給するに足らず、其の民を得るも使令するに足らず』と。又云う『若しそれ自ら付量し、来りて我が辺を撓^{なだ}さば、彼不祥なり。彼、中国の患と為らずして我、兵を興して之を伐たば、亦た不祥なり。吾、後世の子孫が中国の富彊に倚り、一時の戦功を貪り、故無くして兵を興し人を傷つくるを恐れ、切に記して不可とす』と。後に黎氏その国主を弑し、国人を毒害せるに因り、太宗皇帝は已むを得ず、弔伐するの師あり。初めの意は、但だ黎賊を討平したるの後、即ち前王の子孫を求めて之を立てんとす。蓋し滅びたるを興し、絶えたるを繼がしめるの盛心なり。而れども前王の子孫は黎賊の為に殺戮されて已に尽きたれば、乃ち土人の請に徇いて、郡県を建て官を置いて守らしむ。太宗皇帝の本心に出でたるに非ざるなり。是より以来、交趾は歳として兵を用いざるは無く、一方の生靈の殺に遭うもの已に多く、中国の人も亦た奔走に疲れること甚だし。皇考（仁宗）は常に之に念及して深く隱側を為し、故に即位の詔には、恩を彼に施すこと特に厚し。昨日、將を遣して師を出すも、朕は通夕寧んぜず、誠に

生靈の辜^つ無きに忍びざるなり。反覆して之を思い、只だ洪武中及び永楽の初めの如く、自ら一国と爲し、歲ごとく常貢を奉ぜしめ、以って一方の民命を全うし、亦た以って中土の人を休息せしめんと欲す。如何^{いか}なりや」と。

これに対して寔義・夏原吉は反對意見を、楊士奇・楊榮は贊成意見を陳述して一致せず、彼ら四人で重ねて協議し応答したいと述べたのに對し、帝は用兵の如何にかかわらず自分の素志に變りはないとしていることである。右の記録は、ヴェトナム放棄についての宣德帝の主體的な意向を示すものであるが、同時に帝の對外的姿勢をうかがうに足るものであり、太祖洪武帝の皇明祖訓の精神を繼承するものとみて差し支えあるまい。とりわけ帝の考え方として、「只欲如洪武中及永楽初、使自為一国、歲奉常貢」と述べていることは注目すべきである。永楽の初めとは、成祖永楽帝のヴェトナム出兵（一四〇六）以前の狀態を指すことはいうまでもなく、それはヴェトナム征服後二十年間にわたる彼らの不斷の民族的抵抗に對する苦い反省の上からの発言であつたといえよう。洪武中および永楽初めの如く云々は、直接的にはヴェトナムを指していることであるが、その他の諸國についても相通することであつて、宣德帝としては海外諸民族の自主性と自立を一応認め、武力行使によるのではなく、遠夷招撫により服屬させる、換言すれば、朝貢貿易の形態を通じて中国的世界觀のなかに秩序づけ、平和的な政治外交を推進することであつた。さらに附言すれば、洪武中とは太祖洪武帝の皇明祖訓を忠実に守ることを意味し、永楽初めとは成祖（太宗）永楽帝の志を承けて出るだけ多くの諸國を招諭するということであつたと考えられる。

その点、永楽帝がその一代を通じて對外的に兵を動かし華々しい活動を展開したのに比較すれば、ヴェトナム放棄や北辺防衛線の後退の事實にみられる如く、對外的にはかなり消極的となり後退したものであつたと見られよう。しかし遠夷を招撫し朝貢貿易を通じて平和外交を推進する点では、必ずしも積極性を欠いていたわけではない。そのことは同実録の宣德元年六月癸亥朔の条に、琉球國へ答礼使節を差遣するに際し、外交上の責任者である礼部尚書胡濙に述べた言葉として、

遠夷、誠を帰するは、固より是れ美事なり。特に冠服を賜いて、亦た異恩を表せよ。古人言えらく「携^{はな}たるを招くに礼を以てし、遠きを懷^{なつ}くるに徳を以てす」と。朕は郷等とともに尤も之を念うべし。

と見え、また同年七月辛丑の条には、蘇門答刺、滿刺加諸国の朝貢使節団の帰国にあたり、行在^(北京)礼部への語として、

遠人の来るや、涉海萬里、当に厚く撫恤を加え、常賜の外に正・副使には綿衣各一襲、頭目には綿衣各二件ならびに靴襪を加え、従人には俱に禦寒の服を給すべし。

といい、さらに土魯番の使節帰国に際しても、同年十月甲申の条に、

遠人の朝貢するは、皆な是れ中国を向慕するもの。若し之を待つに宜しきを失わば、豈に望みを舐^かかざらんや。況んや此の人すでに重爵を受けたるおや。宜しく縁途の有司をして飲食を優與し、陝西行都司をして居宅を撥與し、所を失わしむるなかるべし。

といい、朝貢貿易のために来朝した諸外国の使節団一行への優遇措置を講じていることは、宣德帝が遠夷招撫による平和外交には積極性を示すものであったといえよう。なお、西蕃夷との互市に関して肅州都督王貴に勅した語として、このごろ聞くに、外夷は羊馬を以て来り、軍民と市を為すと^{なんじ}。爾、宜しく下人に戒飭して必ず時直に準^{したが}い、抑買すべからず。財は人の心、若しその直を虧かば、則ち向慕するの意を沮まん。宜しく蔽に約束を加え、違う者は之を罪すべし。

と述べていることは、外夷の中国への向慕の意が互市、通商貿易にあることを踏まえた上で、朝貢貿易における貿易関係の正常化を期待していることを示すものとみられる。鄭和の最後の遠征(一四三二―三三)も、永楽期の継続とはいえ、このような宣德帝の対外方針に沿うものであったからといえよう。

このような対外方針は、当然日本に対しても同様にはたらくものであったといわねばならない。帝は即位以来、日

本の来貢に期待を寄せていたが、容易にその実現をみないので、止むなくついに琉球を介して日本への招諭を依頼するに至ったのである。実録の宣徳七年春正月丙戌（二十六日）の条に、

上、即位以来、四方の番国皆な来り朝貢すれども、惟だ日本のみは未だ至らざるを念い、遂に内官柴山に命じ、勅を賚^{たま}いて琉球国に往かしめ、中山王尚巴志に令して、人を遣^やり日本に齎^や往して之に諭せしむ。

とあるのは、その間の事情を示すものといえる。その日本への勅諭には、

昔、我が皇祖太宗文皇帝の臨御の日、爾^{なんじ}日本の先王源道義は能く天道を敬順して朝廷に恭事せり。是を以て朝廷の眷待するは弥々^{いよいよ}厚し。朕、今皇祖の志を紹承して、一視同仁の徳を広くせんとし、特に王に勅諭す。王それ益々天の心に順い、爾先生の志を恪遵し、使を遣して来朝されよ。朕の爾を待つこと、一に皇祖の爾先王を待ちたるが如し。云々

とみえ、日本との外交關係の復活をよびかけている。この勅諭を直接方法を取らないで琉球を介したについては、兩國の国交断絶が日本側の事情によってなされたものであり、永楽期における使節呂淵らの轍をふまないという体面上の配慮があつたのかも知れない。

歴代宝案（鎌倉本第一集）によると、宣徳九年（一四三四）五月一日付の琉球国王の中国宛て外交文書に、琉球国王は柴山らのもたらした勅諭を宣徳八年六月二十二日に受領し、その中に「王宜遣人、齎去與日本国王、遣使往来、和好買賣、生理同享太平之福」とあるにより、日本国王宛ての勅諭をもって柴山らの船三隻も同行させ、同九年五月二十日に日本に向け使者を差遣するとの答書を載せている。この時間的経過をたどれば、日本使節団の中国への来貢はすでに宣徳八年五月二日に実現されているので、琉球の斡旋は結果的には何ら必要としなくなった。それは専ら日本側の事情の変化によるものであった。

足利義持の死後（一四二八）、將軍義教がこれに代ると、すでに国内の貨幣經濟の發展により幕府財政の上からも、

幕府自体が中国貿易の再開を必要とせざるを得なくなっていた。そのため義教はすでに指摘されている如く、將軍職就任と同時に遣明船復興の意図をもち、来航の朝鮮使節を通じて中国貿易の斡旋を依頼したが、朝鮮側は自国の外交的立場を配慮してこれを敬遠したので、日本側で独自に使節派遣を決定せざるを得なかったといわれる。⁽⁷⁾これは義教が兄義持の方針からふたたび父義満の方針に立ち帰り、中国貿易にはなほだ積極的であったことを示す。義教の遣明船は一四三二年に具体化し、竜室道淵を正使として五隻の船団に組織され、中国に向けて出発した。明実録の宣德八年（一四三三）五月甲寅（二日）の条には、

日本国王源義教、遣使臣道淵等、奉表貢馬及鎧甲盔刀等方物。

とみえ、続いて五月丙子（二十四日）の条に、「賜日本国使臣道淵等二百二十人、紵絲・紗羅・絹布及金織襲衣・絹衣銅錢有差」とあり、中国側のいわゆる朝貢貿易方式の外交関係がここに正式に復活することになったのである。

さらに日本使節団の帰国にあたり、実録の宣德八年六月壬辰（十一日）の条には

遣鴻臚少卿潘賜・行人高遷・中官雷春等、使日本国、賜其王源義教白金・綵幣等物。

とあり、これに続けて「初め太宗皇帝の時、日本国王源道義は朝廷に恭事し、勤めて職貢を修めたるも、道義卒して使命の通ぜざることに已に久し。上、嘗て勅を賜いて撫諭せしが、是に至り義教爵を嗣ぎ、使道淵を遣して表を奉じ来朝せしめ並びに方物を献ぜり。故に賜等を遣して之に報う」とのべ、潘賜・雷春らを日本への答礼使とし、これに同行し差遣することになった。これは宣德帝が前年、日本の来貢の斡旋を琉球に依頼していただけに、早くもその実現をみたことに對し、大いに歡迎の意を示したことを物語るであろう。なお、実録には宣德八年閏八月癸丑（三日）の条にも、「日本国王源義教、遣僧有瑞等来朝、貢馬及方物」とあり、同月己巳（十九日）の条には使臣の僧有瑞ら六十五人に綵幣絹布などを賜わったことを載せているが、これは正使道淵らの五隻の船団の一隻が風浪などで入港が遅れた結果によるものと考えられる。中国使節の一行は、日本国王宛ての勅諭ならびに宣德の新勘合一〇〇道などをもつ

て五隻の船に分乗し、帰国船五隻とともに相前後して翌年五月に兵庫に入港した。

ついで中国使節団の日本からの帰国にあたり、これに同行する再開第2回目の遣明船が計画され、六隻の船団で派遣されることになった。そのときの正使は恕中中誓で、国書としての表文ならびに方物、それに宣徳の新勘合六道と返還すべき永樂勘合の残余五七道を持参したという。中誓らの中国での入京については、英宗実録の宣徳十年（二四三五）十月癸丑（十五日）の条に、

日本国遣使臣中誓等来朝、貢馬及方物。賜宴、并賜紵絲・紗羅・絹布・銅錢有差。仍命齋勅及白金・文錦・紵絲・表裏紗羅等物、賜其国王及妃。

とみえ、宣徳帝はすでに没して英宗正統帝が即位したばかりの時期であり、日本使節の一行は新帝の国書（勅諭）をもって翌年帰国した。その勅諭は正統元年（一四三六）二月四日付けで「（上略）爾日本は国の東藩を為し、世々職貢を脩め、益々永く益々虔しき、我が皇考宣宗皇帝の臨御の日、恩眷尤も厚し。今、使中誓らを遣し、表を奉じて来朝し並びに方物を献ず。礼意勤至なり。朕、祖宗の大宝を嗣承し、四海の群生と共に雍熙（平和）を樂しまんことを期す。矧（い）んや王は事大に篤く良に嘉尚すべし。使者還るや、特に王及び王妃に白金・綵幣を賜いて以って王の意に答えん。云々」とあり、正統帝初期の方針も大体において先帝すなわち宣徳帝の對外方針を繼承するものであったとみられる。これはとりもなおさず、祖宗の對外方針に添う所以でもあったのである。それではこれ以後の遣明船貿易にあってはどうであろうか。

二

日中国交再開後の第3回目の遣明船は、將軍義政の代に引きつがれ、一四五二（景泰二、宝徳三）年に計画がたてられ東洋允澎を正使として、景泰二年八月日付の「日本国王臣源義成（義政の初名）」署名の国書ならびに宣徳の勘合九

明政府買上げ単価数量比較表

物 品 名	単位	1433 (宣徳8) 年		1453 (景泰4) 年	
		単価(鈔賈)	数 量	単価(銀兩鈔賈)	数 量
蘇 木	1 斤	1	10,600斤	0.07兩	106,000斤
硫 黄	1 斤	1	22,000	0.05	364,400
紅 銅	1 斤	0.3	4,300	0.06	152,000
刀 劍	1 把	10	3,050 2把	6賈	9,483 416把
鎗	1 条	3	明	2	明
抹金銅銚	1 箇	6	明	4	明
漆 皿	1 箇	0.8	明	0.6	明
硯 匣	1 副	2	明	1.5	明

道をもち、九隻の船団を組織して五三(景泰四、享徳二)年の春、日本を出航した。英宗実録の景泰四年十一月甲寅(二日)の条には、

日本国王、遣使臣允澎及都総通事趙大端等来朝、貢馬及方物。賜宴并綵幣表裏等物、有差。

とみえ、この使節団は景泰五年正月九日付の明の国書ならびに景泰の新勘合を受けて五四年七月帰国したのであった。

このときの渡航者数は九隻で千余人あるいは千二百人にも達したといわれ、貿易貨物数もはるかに前代を超えていた。明代の朝貢貿易では、相手国の国王の進貢物以外に貢使以下随行者の附載貨物が相当数を占め、進貢物には反対給付として賞賜物が支給されるが、その他の附進物すなわち貿易貨物は原則として関税を免除し、その大部分を政府で買上げる官収買を建て前としていた。⁽¹⁹⁾ 実録の景泰四年十二月甲申(十二日)の条の礼部の上奏によれば、日本国王の附進物および使臣の自進物について、官の買上げ価格を宣徳八年(一四三三)のそれと比較して述べている。その中で両者を比較しうる物件につき単価と数量を掲げると、上表の如くである。一見して明らかことは、前回に比べて日本側の附進貨物の数量が夥しく増大していることと、中国側の単価がかなり削減して査定されていることである。これに関して、礼部の上奏の続きには、「今、貢する所の硫黄三十六万四千四百、蘇木一十万六千、生紅銅一十五万二千有奇、袞刀四百一十七、腰刀九千四百八十三、その余の紙扇・箱盒等の物は、旧に比して俱に数十倍を増す。蓋し旧日、利を獲て去きしに縁りて、故に今数を倍にし

て来るなり。若し前例もて直を給さば、絹布に折するものを除くの外、その銅錢は総て二十一万七千七百三十二貫一百文、時直の銀にて二十一万七千七百三十二兩有奇なり。その貢物を計るに、時直は甚だ廉やすきに之に給するは太だ厚からん。『厚往薄来』というとも雖も、然れども民間の供納には限あり。況んや今、北虜及び各処の進貢する者は衆し。正に宜しく財用を撙節し、議して有司をして時直を估はかりて之に給せしむべし」と述べ、その趣旨が認められて表記の単価査定となつたのである。その結果、このときの明政府の日本商品に対する買上げ総額を銅錢に換算すれば、大体十三万余貫となり、宣德期の単価査定額の絹布を除いた二十一万の額に比べて、はるかに削減されていたことが知られる。允澎らの一行がこの査定額に不満を抱き、礼部と折衝を重ねたことは当然でもあるが、そのようなやり方は傲慢無礼とみなされた。

明朝政府は朝貢貿易において、これまで遠夷招撫の方針から「厚往薄来」すなわち外夷の来貢物は薄くして中国の賞賜物は厚くする、という政治的立場からの優遇措置を講じていた。それはあくまで朝貢が主体であつて、貿易はその恩恵として従的にこれを認めるという方針から出たものであつた。しかし外夷にあつては、朝貢よりも貿易の利に重点があり、それが目的で来朝するのであつた。もちろん中国側は、そのことを踏まえた上で朝貢貿易の推進をはかり、永楽・宣德期にはその方針が堅持されていたことを看取しうるのであるが、朝貢貿易が一種の官貿易であり、官収買を建て前とする限り、王朝財政に關係するところであり、貿易の拡大発展にはおのずから限界があつた。一四五三年の遣明船貿易で日本側が多量の商品を持ちこんだことに對し、中国側がその官収買にあたり従来の「厚往薄来」の基本方針に対する態度の変更を余儀なくされたことは、その現われである。

朝貢貿易にたいする中国側の方針の変化は、一四四九年の土木の変を前後に現われてきたとみられる。土木の変は周知の如く、蒙古オイラト部のエセン軍の大挙侵入に對し、英宗正統帝が宦官王振の勧めで不用意に親征し惨敗を喫して敵の捕虜となるという、明朝にとって危急存亡の大事件であつた。その原因には、朝貢貿易におけるオイラー

ト部の使節団の増大と過大な賞賜要求に対する中国側の馬価の削減という問題があった。すでに正統期には、雲南土司の反乱をはじめとし、浙江の葉宗留、福建の鄧茂七らの農民蜂起があり、その征討鎮圧に多額の軍費をつかい、国家経費節減の問題が生じており、また土木の変を契機に北辺の防衛軍事費・撫賞費は年々かさみ、国家財政に占めるそれらの比重は増大してきた。そのことは相対的に、北辺を除く海外諸国の朝貢貿易に対して消極的・退嬰的な政策として現われざるを得なかった。上述の日本の附進物すなわち貿易品にたいする単価の削減は、中国側のかかる政治的財政的状況下における対応関係の最初の変化を示すものであったといえよう。

実録の景泰五年二月乙巳（二十四日）の条には、礼部の上奏として、

日本国使臣允澎らは、已に重賞を蒙りしに展転して行かず、待つに礼を以てすれども恤するを知らず、加うるに恩を以てすれども感ずるを知らず。惟だ貪饕どんとうを肆はしにして略々忌憚ほばするなし。沿途には則ち軍民を擾害して職官を殴打し、館にありては則ち館夫を捶楚して、禁約に遵わず。此れ小夷、爾なんじの傲慢を敢えてするに似たり。若し嚴に懲治を加えざれば何を以てか諸番を摂服せんや。宜しく錦衣衛の能幹の官員をして旗校人らを帶領し、示すに威福を以てして行程を催促すべし。もし拒み違わば、宜しくその罪を正すべし。

とあり、これが認められている。これは日本の実利本位の貿易形態が、中国の政治的な恩恵貿易からすれば、貪欲にして無礼なものと思なされたわけであるが、そればかりでなく入京の沿途ならびに京師にあつて傷害事件をひき起したことが、中国側に大きなショックを与えたことを示すものである。傷害事件については、これよりさき実録の景泰四年十月丙戌（三日）の条に、

時に四夷の入貢する者、多きは千人に至る。過ぐる所、輒ち酒食の諸物を需め、駅伝を憑陵し、往々人を毆撃くげきして死に至らしむ。平江侯陳豫奏すらく、「日本使臣、臨清に至りて居人を掠奪し、指揮をして往詰せしむるに、又これを毆なぐりて死に幾いくからしむ」と。巡撫広東侍郎揭稽も亦た言う、「爪哇の使臣は狡猾にして約束に遵わず。宜しく

之を重懲すべし」と。是に於て、礼部その正副使及び通事人等を執え治せんことを請うも、聴さず。

とみえ、各国の入貢使節団の中国での不法事件に関し、日本・爪哇の例をひいてその処分法を一般的に論じたものであるが、この段階では皇帝は遠夷懷柔の意図から寛容な態度を持して認めるにいたらなかった。しかし日本に関して、このたびの入京途次での臨清における指揮使殺傷事件にひきつづき、京師北京での貿易品の単価削減にたいする不満からでもあろうが、会同館で館夫殴打事件までひき起すにいたり、ついに何らかの政治的規制を実施せざるを得なかったであろう。この政治的規制は同時に貿易制限にもつながるものであったといえよう。

景泰五年二月十八日付の日本国宛ての咨文には、景泰の新勘合の授与ならびに宣德勘合残余の返還要求を記録すると同時に、「今後、かくの如き進貢の方物は、濫りに將らすを得るなく、硫黄は一概に報じて附搭の数と作し、その正貢の硫黄も亦た参万斤を過ぐるを得ざること、及び差来の人員も、務めてその端謹にして大体を識達し礼法を執守する者を択ばんことを要す」とみえ、とくに入貢貨物量の制限と渡航人物の吟味を要請していることは注目すべきである。入貢貨物量の制限は渡航船舶数の制限となるものであり、中国側の実録の記録では、正徳四年（一五〇九）十二月乙卯（二十八日）の条に礼部の上奏として、「日本国進貢方物、例三船、云々」とあり、いつごろ始まったかを明記する史料を欠いているが、日本側の陰涼軒日録には、すでに小葉田博士も指摘されている如く、その文明十九年（二四八七）六月二十六日の条に、「以前九艘渡唐之時、自大唐相定、於以後者、遣唐船不可過三艘」とあり、九艘の渡唐とは景泰期の遣明船であることは明かで、このときに始めて日本側に対する規制措置として「船舶三艘」の制限が申し渡されたもので、さきの記録とも符節を合するものといえる。

なお、小葉田博士はさらに多年学界の論争となった永楽要約（同二年）〔船隻二、人員二百、十年一貢〕・宣德要約（同元年）〔船隻三、人員三百〕の問題に関し、籌海図編・吾学編など「嘉靖末の史籍に記載せる永楽・宣德要約の事実は信拠するに足らず、宣德要約として知られる船隻三、人員三百、十年一貢の制限は景泰以後に頒たれたものであ

明代中期遣明船入貢表

回	年 代	正 使 名	船数	備 考
1	1433(宣德8 永享5)	竜室道淵	5	
2	1435(宣德10 永享7)	恕中中誓	6	
3	1453(景泰4 享德2)	東洋允澎	9	臨清の指揮使殺傷事件 北京の館夫殴打事件
4	1468(成化4 成化2)	天与清啓	3	北京の市民傷害致死事件
5	1477(成化13 文明9)	竺芳妙茂	3	北京の朵顔衛使臣殴傷事件
6	1484(成化20 文明16)	子璞周璋	3	
7	1496(弘治9 明成5)	堯夫寿冀	3	山東清寧の中国人殺傷事件、入京人員50人の制限
8	1510(正徳5 正徳7)	(宋素卿)	1	細川氏単独派遣船
9	1512(正徳7 正徳9)	了庵桂梧	3	大内船2隻、細川船1隻
10	1523(嘉靖2 大永3)	ノ宗設謙道 ノ鸞岡瑞佐	3 1	大内、細川、両氏による寧波争貢事件
11	1540(嘉靖19 天文9)	湖心碩鼎	3	大内氏派遣船
12	1549(嘉靖28 天文18)	策彦周良	4	大内氏派遣船

り、永楽要約に至っては全く架空の存在と見られる」と述べられているが、大体妥当な見解と考えられる。明代の日中外交関係をみる場合、景泰期はまさしく一つの転期をなすものであったことは、これまで見てきた如くである。たしかに日本問題を取り扱った嘉靖末以後の中国史書には、いわゆる「嘉靖の大倭寇期」を背景にして前時期にさかのぼり総括的に述べたものが多く、その間の事実関係には錯誤混同が甚だ多く、その取り扱い極めて慎重でなければならぬ。嘉靖以前の日中関係については、やはり歴朝の実録の記録が比較的高いものであり、実録との対比において比較検討することが肝要であることはいうまでもない。

つぎに景泰期以後にも、日中間の外交関係には景泰期の場合と同様な類似事件が発生しているので、実録にしたがってそれらの事件を摘記してみよう。便宜的に明代中期、日中国交再開以来の前後十二回にわたる遣明船の中国への入貢を表示すれば、次の如くである。第4回の遣明船は將軍義政により天与清啓を正使として、幕府船・細川船・大内船の三隻で一四六八年に入貢した。明の憲宗実録には成化四年十一月甲戌(十八日)の条に日本使節団の来貢を記すとともに、同年十一月壬午(二十六日)の条には、北京で日本使節の従人麻答二郎なるものが街に買物に出たとき、酔払って市民に乱暴をはたら

き傷害致死の事件をひき起したことを挙げている。礼部からの強硬な抗議にたいし、正使清啓は日本の法で処罰したいと申し入れて宥されたが、被害者がその傷により死亡したため礼部はかさねて奏上し、「麻答二郎、行兇傷人致死、雖免問罪、宜依例追銀十兩、給死者之家埋葬、仍省諭各夷、使知朝廷寬有懷柔之意」と述べている。ついで翌成化五年（一四六九）正月丙子（二十一日）の条には、

礼部奏す、「日本国貢する所の刀劔の属は、例として錢・絹を以てその直を酌^やい、自来皆な時宜を酌りて以てその数を増損す。況んや近時、錢・鈔の価直の貴賤すること相遠ざかるおや。今、會議するに償う所の銀は兩を以て之を計るに、已に三万八千有余に至れり。多からずと為さざるなり。而るに使臣清啓は猶、例を援いて爭論して已^やまず。是れ則ち府庫の貯えを傾くと雖も、亦たその谿壑の欲を満たし難し。宜しく裁節して以てその貪なるを抑うべし」と。

とあり、帝はこれを認めて通事に命じ今後ふたたびかかることのないよう論じたという。これは中国側が鈔価下落の实情から、鈔価額を初期のようにそのまま銅錢額に比定するためには、官収買の単価削減の措置を講ずるはかなかったのに対し、前回と同様に日本側では宣德期の前例をひき論争したものであろう。何れにせよ、日本側の貪欲いかなれば貿易利潤の追求にたいし、中国側は財政的見地から中期以来何らかの規制措置を加えざるを得なかったことを示している。これに対する報復手段かどうかは明かでないけれど、帰国船の一船が遭難して方物を失ったとして賞賜の再要求をし、中国側は異例の措置として国王の効順を理由に一部賞賜を支与したという一幕もあった。⁽¹³⁾

第5回の遣明船は竺芳妙茂を正使として三隻の船で堺を出帆し、南海路を経由して一四七七年に入貢した。この時期には、日本では中国貿易の利害をめぐり、細川氏対大内氏、堺の商人対博多・門司商人の抗争が激化してきており、このたびの遣明船は堺の富商湯川宣阿らにより請負われたものであったといわれる。このときにも日本使節団は北京に滞在中、蒙古人との間に殴傷事件をひき起した。実録の成化十三年（一四七七）十一月庚辰（十七日）の条に、

錦衣衛奏す、「朵顔等の衛並びに日本国の差米の使臣、会同館に於て柴薪を争奪し、日本の従人は朵顔の夷人を殺傷せり」と。事聞して、上、礼部に命じて各夷に、宜しく礼法を遵守して相に争競するなきを曉諭せしむ。

とあり、宿泊せる会同館内で暖房燃料としての柴薪が原因で喧嘩となり殴傷事件に発展したものと見られる。ついで第7回の堯夫寿墓を正使とした一四九六年の遣明船の入貢の場合にも、北京から帰国の途次、山東の済寧で殺傷事件をひき起している。実録の弘治九年（一四九六）八月庚辰（六日）の条に、

礼部奏す、「日本国、使を遣して入貢せしが、済寧州に至りて、夷衆刃を持して人を殺す者あり。その正副使寿墓らは約束（規制）する能わず、裁抑を賜らんことを乞う」と。上、命じて今後日本国進貢の使臣は、止だ五十人を起送して来京するを許すのみ。余は浙江に存留し、館穀（接待）する者に敵に防禁を為さしむ。

とあり、済寧の中国人殺傷事件に関し、日本の正副使がその従人らを規制する能力がないと見て、今後の入京人員につき五十人という非常に厳しい措置を講ずるに至ったものと考えられる。中国側では遠夷懷柔の方針から、中国国内の外夷による不祥事件については、つとめて寛容の態度を示す場合が多かったが、それが目に余る場合には何らかの強い規制措置をとらざるを得なかったのであろう。

三

正徳期には一五一〇年とそれに続く一二年に相ついで遣明船が入貢しているが、これは日本側で了菴桂悟を正使として大内船二隻・細川船一隻による渡航計画が立てられたとき、堺商人を背景とする細川氏がこれに満足せず、大内氏との対抗関係から中国籍の宋素卿を綱司として別に一隻を仕立て派遣した結果によるもので、中国貿易の独占権をめぐる両氏の軋轢がますます激化してきたことを示している。この対立は次回、嘉靖期の一五二三年の遣明船により極点に達し、いわゆる寧波争貢事件をひき起すにいたった。すなわち、大内船は前回に受領した正徳の新勘合を所持

し、宗設謙道を正使とする三隻で出航し、嘉靖二年（一五三三）四月に寧波に到着したに對し、細川船は独自に幕府に強請して弘治の旧勘合を得、甌岡瑞佐を正使とし前回入貢した宋素卿を副使とする一隻で、南海路を経由して大内船に遅れること数日後に寧波に達した。寧波市舶司の規定では、貨物の陸揚げおよび点検の順序は、勘合の号数を基準とし、そうでないときは入港の先後によることになっていたが、後れて入港した細川船は宋素卿が市舶太監に賄賂を贈ることによって、入関手続きをさきにすませ、しかも嘉賓館での宴会の席次も、細川船の瑞佐が大内船の宗設より上座におかれることになった。この状態に憤激した宗設らは、五月一日東庫から武器を持ち出して瑞佐を殺し、細川船を焼き払い、さらに宋素卿を追って紹興に走ったが得られずして引き返し、沿道で放火乱暴をはらき、その取締りにあつた指揮使劉錦らを殺し、また指揮袁璫らを捕えて船を奪つて海上に逃れ去つた。

この事件について明の世宗実録の嘉靖二年六月甲寅（十五日）の条には、

日本国の夷人宗設謙導（道）ら方物を齎し来る。已にして瑞佐・宋素卿ら後れて至り、俱に浙の寧波に泊り、互いに真偽を争う。佐は設らに殺死され、素卿は慈谿に竄る。火を縱つて大いに掠め、指揮劉錦・袁璫を殺し、寧（波）・紹（興）の間を蹂躪して、遂に船を奪ひ海に出て去る。

と見え、中央では巡按御史の報告に基づき、この事件に對処した地方官憲の責任が追求されると共に、日本の入貢の当否に關して礼部で検討されることになった。同年六月戊辰（二十九日）の条の礼部の答申によれば、

礼部覆するに、「日本の夷人宋素卿来朝するや、勘合は乃ち考廟の時に降せる所にして、その武廟の時の勘合は、宗設の爲に奪去されると称せり。恐らくその言は信ずべからざれば、宜しくその入朝を容るるべからず。但し二夷の相殺の讐は宗設より起りて宋素卿の党の殺さるもの衆し。素卿は華（人）を以て夷に従うと雖も、事は幼年に在りて、長じては効順を知り、已に武宗の宥免を蒙りたれば、再問するを容るるなし。惟だ鎮巡等の官をして宋素卿に省諭し、国に回して国王に移咨せしめ、その勘合を查明するは自らをして究治を行わしめ、まさに貢すべきの年

を待ち、奏請議処せん」と。

とあり、これは宋素卿らをかばい寛大な措置を求める市舶太監側の報告に基いた結果であると考えられる。しかしこの事件にたいし、宋素卿らの姦偽と浙江各官の不正怠慢を厳しく指摘する給事中張紳・監察御史熊蘭らの強硬論が出て、宋素卿らは捕えられ、嘉靖八年には浙江市舶太監も撤去されることになった。

この事件は、腐敗墮落した市舶太監頼恩の汚職行為が原因で発生したものであるが、問題は貢舶の入関手続きの先後にかかる通商権の争奪であり、外交上の問題として抗議すべき事柄であった。ところが国内での対立関係をそのまま外国にもちこみ、ついに武闘を爆発させ、多くの中国人をまきこむ異例の大事件となったものである。強硬論のなかには、日本の法規無視にたいする「閉関絶貢」の議もあったが、究極的にはその手段はとられず、日本への抗議と犯人引き渡しの勅諭を送ると共に、日本の入貢すなわち遣明船貿易にたいして厳しい規制を加えることになった。

日本国王宛ての勅諭は、琉球国の貢使鄭繩の帰国にあたり、これに委託したもので、実録の嘉靖四年六月己亥(十一日)の条に、その一部分であろうが、

宋素卿ら、林らは兇叛なるを以て、戮に就かしむ。妙賀らは罪なきにより、礼を以て遣還せしむ。その元惡たる宗設及び佐^{たす}け謀りて乱を倡えし数人は、亟^{すみや}かに捕縛して中国に送り、以て天討に聴^{まか}されよ。余は並びに治するのと罔^なし。擄去したる人民は仍お優恤して送歸されよ。否^{しか}らずんば、まさに貢路を閉絶して徐ろに征討を議さんとす。

というものであった。これにたいして同九年三月甲辰(十四日)の条には、琉球国の貢使蔡瀚が日本に立ち寄り、日本国王源義晴の表文を委託されてきたことを述べ、その表文には「向^ききに本国は多虞なりしが為に、干才に路を梗^{よま}がれ、正徳勘合は東都に達せず、故を以て宋素卿は弘治勘合を捧じて来るなり。乞う、その罪を恕して遣還し帰国せしめんことを。並びに新勘合・金印を乞い、復た常貢を修めん」とあり、礼部はこの表文に印象なきため疑惑をもち、前の勅諭ともかみ合わないせいか、重ねて琉球国王を介して、宗設の擒献と捕虜となった指揮袁璫らの送還とを

日本に伝論させることにした。

一方、日本の入貢にたいする規制措置としては、実録の嘉靖六年九月丙戌（十二日）の条に、浙江巡按御史楊彝言う、「旧例、日本の入貢は十年を以って期と為し、徒衆は百人を過ぐるを得ず、貢船は三隻を過ぐるを得ず、亦た兵仗を以って自随するを許さず。正徳六年以後、使臣桂梧・宋設らは各々徒衆五六百人に至り、また副使宋素卿らは一百五十人有り。各々真偽を詰りて争端^{ますます}滋々起る。請う、布政司をして本国に移咨せしめ、今後の遣使入貢には務めて定例に遵い、もし違定あらば阻回を行い、仍お巡海備倭の諸臣^やを行りて、戦具を修め、烽堠を謹み、鋒を選び鋭を蓄え、以って不虞を戒めん」と、報じて可とす。

とあり、いわゆる日本に対する十年一貢、人百、船三、兵器常用の禁止を一括して旧例としてしていることである。萬曆会典卷一〇五礼部、朝貢、日本国の条には、嘉靖六年の奏准として、

凡貢非期、及人過百、船過三、多挾兵器、皆阻回。

としており、この奏准は明らかに楊彝の上奏に基づいて施行されることになったものと考えられる。もしも貢期・人数・船舶数、兵器の一括規制が旧例であるとすれば、何も改めて嘉靖六年の奏准として会典に載せる必要はなかった筈である。それでは旧例といっているのは、何を指しているのだろうか。

嘉靖以前の日中間の遣明船貿易の状況をふりかえてみれば、明かに中国側で日本の貢船に規制を行なったものとしては、すでに述べた如く、景泰期にみられる船舶数三隻による貿易制限、ならびに弘治期での入京人員五十名の制限であった。貢期については、洪武帝のときに、諸侯の天子における関係を海外諸国にも適用し、古法に則とり「三年一聘」の礼すなわち三年一貢を原則としたが、これには中国の負担ばかりではなく相手国の負担をも考慮して、一世一貢もよいとし、その原則に従わない場合も必ずしもこれを拒否するというものではなかつた。⁽¹⁶⁾ 永楽期は海外諸国の朝貢貿易がはなはだ活況を呈したときであるが、末年にいたり李時勉らの民力緩和の方針を受けいれ、「近き者は

三年、遠き者は五年に一來朝貢する」ことを認めた。⁽¹⁷⁾ ついでこれを受けた仁宗洪熙帝は、浙江按察司副使許銘の上言に、外夷の來朝は「或は三年、五年に一たび至るを許し、その余は悉く且に禁止すれば、送往迎來に民力を困しむるを免がれ、府庫の財も妄費するに至らず」とあるのを嘉納したという。⁽¹⁸⁾ しかし実際には、朝鮮・琉球諸国では比年一貢の例がその後においてもしばしば見られるところで、必ずしも強い規制をもつものではなかった。

日本の貢期については、正徳会典卷九七礼部、朝貢、日本国の条に、「(洪武)三十五年(一四〇二)復た來り朝貢す、後定めて十年一來貢と為す」とあり、十年一貢の時期については明記されていないが、永樂期・宣徳期の場合は比較的連年の入貢なので、この事例に該当しないことはいうまでもない。景泰期以後の遣明船については、さきに表した如く、画一的に十年一貢とはいえないが、多少の幅はあっても大体十年前後の割合で入貢していることは事実である。これは中国側の規制措置によってそうなのであろうか。中国側の貢期制限は、すでにみた如く三年ないし五年を限界とするのが明初以来の考え方であって、日本のみを十年一貢とするには、余程の理由がない限り考え難いところである。正徳会典の記録を事実として認めるとすれば、私はむしろ日本の実際の入貢状況から判断して、大体十年前後となっているので、日本の入貢事例を十年一貢と見做したのではないかと考える。正徳会典の他国の事例についても、相手国の実情に即して記録されたとみられるものがかかなりあり、例えば爪哇については、「正統八年定、每三年一貢、自後朝貢無常」、朝鮮については、「永樂以来、每歲聖節正旦・皇太子千秋節、皆遣使奉表朝賀、貢方物、其余慶慰謝恩等項、皆無常期」、真臘国については、「洪武六年、遣使來貢、後朝貢不常」などとあるのはこれを示す。日本の場合も、実際状況を認めたというにすぎず、これを自主的に規制する立場から発したとは考えられない。

このように観るとき、さきの楊彝の上言中の旧例とあるものの一応の内容は、十年一貢と貢船三隻が含まれることになる。徒衆百人は何に拠ったか明かでないが、弘治期の規制は入京五十人の制限で、それから類推して渡航者を倍の百人としたのか、それとも琉球の事例について正徳会典に「自後、惟中山王來、每二年計朝貢一次、每船一百人、

多不過一百五十人」とある毎船一百人を日本の場合と混同したのか、何ともいえない。唯、ここでいえることは寧波爭貢事件を契機として、この四項目（十年一貢、人百、船三、兵器帶用の禁止）が日本の貢舶にたいする規制措置として新規に確認されたことである。したがって十年一貢の規定も、正徳以前の單なる十年一貢事例ではなく、法的な規制措置に変質していることである。

そのことは、次回の一五四〇年の遣明船の入貢にもよく示されている。日本では寧波事件以後、大内氏が中國貿易の独占權を握り、事件のほとぼりの醒めるのを待って、遣明船計畫を立て湖心碩鼎を正使とする三隻で入貢した。実録の嘉靖十九年（一五四〇）二月丙戌（二十三日）の条には、碩鼎らの入貢を記したなかで、

初め日本は、嘉靖二年（一五二三）より宋素卿・宗設らの事を用いて、その朝貢を絶てり。是に至り、復た朝貢を請い、因つて嘉靖の新勘合を給賜され、及び素卿ら並びに原留せる貨物を帰さんことを乞う。言官はその不可を論ず。上、礼部に命じて兵・刑二部、都察院と会し僉議して以て聞せしむ。覆言して、「夷情は諷詐にして信じ難し。勘合は旧給のものを繳完せしめて、始めて易うるに新を以てす。素卿らの罪惡は深く重し、貨物はすでに入官したれば、俱に宜しく許すべからず。以後、貢期は定むるに十年を以てし、夷使は百名を過ぎず、貢船は三隻を過ぎず、違う者は阻回す。云々」と、詔して之に従う。

とあり、今後は貢期十年、夷使百名、貢船三隻の規定により、これに違反すれば阻回すると嚴命している。また事実、この規定が適用されたことは、一五四四年（嘉靖二三）八月に釈寿光らが朝貢と称してきたが、礼部は十年一貢の期に及んでいないこと、且つ表文がないことを理由にこれを拒否して追い歸している⁽¹⁹⁾。

ついで最終回の遣明船が一五四九年、大内氏の計畫により策彦周良を正使とする四隻で入貢した。周良らはこれよりさき四十七年十一月、貢期に先んじて四船六百人という数で寧波に到着したので問題となつたが、浙江巡撫朱統の適切なとりはからいで、その入貢は一応認められた。それについて実録の嘉靖二十年（一五四八）六月戊申（五日）の条

には、

巡撫朱紱以て聞し、礼部言う、「倭夷の入貢は、旧例、十年を以て期と爲し、来る者は百人を踰ゆるを得る無く、舟は三艘を（過ぐるを）得る無し。乃ち良らは期に先んじて貢を求め、舟人は皆な前に数倍して、海濱に蟠結し、情実測られず。但だその表詞は恭順にして且つ貢期を去ること遠からず。もし概ね拒絶を加うれば、則ち航海重訳の勞を憫むべく、もし猥りに務めて含容すれば、則ち宗設・宋素卿の事を鑑みる可きなり。宜しく執をして十八年（一五三九）の例に循い、五十人を起送して京に赴かしめ、余は嘉賓館に留めて賞犒を量り加え、省令して回国せしめ、互市・防守の事宜に至りては、俱に斟酌処置するに聴せ、^{まか}務めて上は国法に遵い、下は夷情を得て、以て永く辺釁を弭めしむべし」と、報じて可とす。

とみえ、周良ら五十人が入京を許されることになったが、これは弘治期に定めた入京制限数がそのまま嘉靖期にも適用されたことを示すものである。

周良らの入京後、礼部は前回の碩鼎らの入貢のさい約定したことを理由に、夷使百人が正額であるので賞賜はそれ以上出さない方針であった。これに対し周良らは弁明して、その善処を要望した。実録の嘉靖二十八年（一五四九）六月甲寅（十六日）の条に、

（周）良因りて自陳す、「貢舟は高大なれば、勢い五百人を須^{もち}う。中国の商舶は夷中に入りて、往々歳ごとに海島に匿れて寇を為せり。故に一艘を増せるは、貢舟を護るがためなり。敢えて故らに明制に違うに非ざるなり」と。礼部已むを得ず、百人の外に各々賞犒を量り加えんことを請う。百人の制は、彼の国には勢い遵行し難ければ、請うてその貢舟を相し、之を斟酌せん。

とあり、日本の貢船は大きいので三船五百人は必要であり、一船は海賊防禦の護衛船であるとした。そこで礼部では夷使百人の數に検討を加えることになり、その結果、萬曆会典卷一〇五礼部、朝貢、日本国の条に、

(嘉靖)二十九年定、日本貢船、每船水夫七十名、三船共計水夫二百一十名、正副使二員、居坐六員、土官五員、從僧七員、從商不過六十人。

とある規定に改訂されることになった。この合計数は二百九十名であつて、そのうち商人数を六十人に限定したことは、從來その人数が最も多かったわけで、これを制限することにより貿易統制の強化をはかったものと考えられる。これは、比較の実情に即した改定であつて、前の夷使百名は全く根拠がなく、琉球の每船百名を誤認して日本のものとし、三船であるのにこの数字をそのまま適用して、仮空の数字を捏造したものといわざるを得ない。しかし三船・二百九十名となつても、日本側には厳しい貿易統制であり、しかも貢期十年が規制の実質的な役割をもつことになれば猶更であらう。

遣明船貿易は大内氏の没落により事実上解体し、その後みられなくなるが、すでに中国では海禁政策下にかかわらず、明代中期を通じて中国人の密航がしだいに盛んとなり、嘉靖期には東南沿海を中心に国際的な私貿易が展開され、中国商品はそのルートを通じて多量に輸出されるようになり、厳しい統制下におかれた貢舶貿易の必要性は大きく後退したといえよう。

最後に、それでは嘉靖末年以後の史書に見えるいわゆる宣德要約とか永楽要約とか呼ばれているものが、何故に生じたのか、その点について言及しておこう。すでに指摘されている如く、その内容が中国書に記録されるのは、鄭若曾の籌海図編、鄭曉の吾学編など個人の編著にはじまるのであるが、これが公的な国家の行政法典である万曆会典にまで引かれて、權威づけられることになった。籌海図編卷二、日本の条には、永楽二年の入貢に附注して

定以十年一貢、船止二隻、人止二百、違例則以寇論、制限進貢。

とあり、同じく宣德元年の入貢に附注して

入貢人船踰數、刀劍過多、特諭來使、令後貢船不過三隻、使人毋過三百、刀劍毋過三千、不許違禁。

とあり、貢期・船舶数・渡航人員・兵器制限の四項目にわたるものを載せている。これにたいし万曆会典卷一〇五礼部、朝貢、日本の条では、

永樂初、復來朝貢、……始令十年一貢、貢道由浙江寧波府、每貢正副使等、毋過二百人、若貢非期、人船踰數、夾帶刀鎗、竝以寇論。

宣德初、遣貢不如約、諭使臣、自今貢毋過三船、人毋過三百、刀劍毋過三十。^(千)

とみえ、同じ内容をもつものであることは一目瞭然である。この内容をさきの嘉靖六年および同二十九年の奏准規定と比較すれば、人員三百は嘉靖の二百九十名を大略三百と見做したものに相違なく、嘉靖の四項目の規制措置に類似したものであることは明らかである。この四項目の規制措置は、もともと楊彝の上言中の「旧例」としてるところから発したものであるから、これを權威あるものとするためには祖宗の法として權威づけるのが最も効果があるわけであるが、したがって日本との国交のはじまった永樂初年、また国交の再開された宣德期に無批判に溯らせ、合理化しようとしたものではなだらうか。とくに後期倭寇の活動が激化した段階では、日本への警戒や憎惡も手伝って、日本に対する規制は初期以来厳しかったことをことさらに意識的に示そうとしたものかも知れない。(一九七一・二・九)

註

(1) 日本史側の研究は多いが、とりわけ小栗田淳博士「中世日支通交貿易史の研究」参照。

(2) 拙稿「永樂帝の対外政策と日本」(北方文化研究第2号)参照。

(3) 明宣宗実録卷一六宣德元年四月乙丑(二日)の条に、「命太子太保成山侯王通、佩征夷將軍印、都督馬瑛充參將、往交趾征勦叛寇、撫安軍民、仍命尚書陳洽參贊軍務」とあるを指す。

(4) 同じく宣德元年四月丁丑の条に、「行在礼部奏、琉球国中山王使臣鄭義才告、初來朝時、遭海風壞舟、因附内官柴山舟至、今帰、乞賜一舟以帰、且得朝貢為便」とあるに對して使節を派遣するに至ったものと考えられる。

(5) 蘇門答刺・滿刺加諸國使臣の入貢は、同実録卷一八宣德元年六月辛未の条にみえ、その中には「以王命、奉表貢方物」とあれば、洪武以来の朝貢貿易方式に則つて来貢したものであった。

(6) 宣宗実録卷一八宣德元年六月癸亥朔の条。

(7) 前掲「中世日支通交貿易史の研究」三八頁参照。

(8) 宣德帝の勅諭は、周鳳の善隣国宝記卷中、永享五年の条に掲載さる。

(9) 善隣国宝記卷中、永享八年の条。英宗実録卷一四正統元年二月戊戌の条には、琉球・日本への勅諭として大同小異の記録が見える。

(10) 拙稿「明代の外国貿易―貢舶貿易の推移―」(和田博士還暦記念東洋史論叢所収)参照。

(11) 蘇木・硫黄・生紅銅の収買総額は銀三四、七九〇兩、銀一兩一錢一貫の比定で銅錢三四、七九〇貫、刀劍・鎗・抹金銅銃・漆器皿・硯匣などの総額は折鈔絹二九疋、折鈔布四五疋、錢五〇、一一八貫といわれ、折鈔絹一疋は鈔百貫、折鈔布一疋は鈔五十貫と比定されていたので、鈔兩に換算すれば四五、八五〇貫、鈔一貫一銅錢一貫の明初の比定によれば同額の銅錢数となり、これらの総計は一三〇、七五八貫ということになる。

(12) 善隣国宝記卷下、所収。

(13) 小葉田博士は前掲書の中で、さらに藤涼軒日録により年次は明記されていないが、心月西堂の談として、「三十年以前、九艘渡唐、人数千二百人、其時日本人多々故、於大唐喧嘩出来、以故以後者、不可過三艘、人数不可過三百人、此分相定、其後渡唐皆三艘」とあるを併せ指摘されており、中国側にその時期を判断する明確な記録がないだけに、日本側のこの記録は甚だ重要な意味をもつといわなければならない。

(14) 前掲書三二四頁参照。

(15) 明憲宗実録卷六三成化五年二月甲午(九日)の条。

(16) 明太祖実録卷八八洪武七年三月癸巳の条、卷一〇〇洪武八年六月甲午の条、卷一〇六洪武九年五月甲寅朔の条。

(17) 明太宗実録卷二二六永樂十九年四月甲辰の条。

(18) 明宣宗実録卷三三洪熙元年七月戊辰朔の条。

(19) 明世宗実録卷二八九嘉靖二十三年八月戊辰(二日)の条。また翌嘉靖二十四年四月辛酉(二十九日)の条には、寿光らが碩鼎の鼎国後三年しか経たないのに来貢したことをあげ、「復遣使来貢、以其不及期不許、督令還国」とあり、更に「各夷嗜中国財物相貿易、延歳余不肯去」とあり、貢舶を認められなければ、これが私貿易に転じていたことを示している。

(20) 拙稿「明代海外私貿易の展開」(史学雑誌62の1)参照。